

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和5年8月10日付けで提起した処分庁による保有個人情報開示決定取消処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 1 処分庁は令和5年7月25日に、保有個人情報開示決定処分（令和5年4月28日付け5葛福東第61号及び令和5年5月8日付け5葛福東第66号）を取り消し、審査請求人に「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）」（令和5年7月25日付け5葛福東第172号。以下「本件処分」という。）により通知した。
- 2 審査請求人は、本件処分を不服とし、令和5年8月10日に審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。
- 3 処分庁は令和5年8月23日に、本件処分を取り消し、「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）の取消しについて」（令和5年8月23日付け5葛福東第226号）により審査請求人に通知した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 審査請求人の主張

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本案前の主張

処分性とは、最判昭和39年10月29日によると「行政庁の処分とは、…公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。」。具体的には①公権力性、②直接的かつ個別具体的な法的効果性に当てはめて検討することになる。本件においては処分者が葛飾区福祉事務所長であり、その内容は既に決定された処分を取り消すというものであるから公権力性が認められる。そして、本件処分は一般私人に対し直接行われており外部性を有し、処分の取消しという直接的かつ個別具体的な法的効果性を有している。

よって、本件につき処分性が認められる。

#### (2) 理由付記の不備

理由付記の趣旨は、処分庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を処分の相手方に知らせることで不服申立ての便宜を図り、処分の相手方において十分な不服理由を主張することができることにある（最高裁判所第三小法廷昭和47年12月5日判決・民集26巻10号1795頁）。

本件につき、取消通知書には不開示理由を詳細に提示するためとしか記載されておらず、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本件審査請求において十分な不服理由を主張することができない。

また、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件処分には、理由付記の不備の違法がある。

#### (3) 処分の違法

令和5年7月25日付け保有個人情報開示決定取消処分は、その理由として不開示理由を詳細に提示するためとされているが、各不開示情報が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条各号に該当する旨しか書かれていない。また、本件

処分は、令和5年8月10日に審査請求人に処分取消通知とともに到達しており、取り消された処分に係る審査請求において弁明書を提出する期限とされた令和5年8月1日を大幅に超過している。しかるに、その実際は専ら審査請求に対する遅延及び妨害行為を目的として行われた処分であり、取消しを免れない。

また、葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）によると区民は実施機関に対し、閲覧等を請求することができる（同条例第20条）。そして、実施機関とは、葛飾区長、葛飾区教育委員会、葛飾区選挙管理委員会、葛飾区監査委員、葛飾農業委員会及び葛飾区議会をいう（同条例第2条第7号）。開示に係る処分権者が実施機関である以上、その取消権者も実施機関と解するのが相当である。本件処分において、本来の処分権者は葛飾区長であるが、葛飾区福祉事務所長が行っている。本件につき、葛飾区長が葛飾区福祉事務所長に処分取消に係る権限を委任するためには個別の授権を必要とする。よって、個別の授権について証明がない以上、本件処分は無権利者が行った無効な処分である。

## 理 由

### 1 本案前について

審査請求は請求人の権利利益の救済に資する限りにおいて認められるところ、処分庁は審査請求の対象である本件処分を取り消しており、審査請求の対象となる処分を欠くことになり、これを維持する法律上の利益はない。

### 2 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第24条第2項及び第45条第1項の規定により、審理手続を経ずに主文のとおり裁決する。

令和5年9月26日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。